

都市計画法に基づく開発許可申請の流れ【市街化調整区域】

事前協議図書を大阪府へ提出

- ・提出先は大阪府審査指導課開発許可グループ
- ※部数、日数等大阪府でご確認ください。



意見書の返却

- ・大阪府より「協議済印」図書が返却される。



事前協議図書を交野市へ提出

- ・押印済の事前協議書【大阪府様式】を表紙で12部
- ・水道・消防協議書【様式第1-12号】を表紙で2部
- ・計14部を開発調整課へ提出
- ・〆日は毎月10日、20日、月末の月3回
- ※〆日の翌日に各課に意見照会を行います。



事前協議に対する市の意見書の通知

- ・〆日から約2週間程度で意見書を通知します。



各課協議の開始

- ・各課と協議をお願いします。
- ・協議経過を【様式第1-10号】に記載。
- ・協議内容を反映した図面を作成。



法第32条協議書の提出  
協議経過書・協議完了図面等提出

- ・32条（正）29条（副）・32条（副）29条（副）
- ・29条（正）の3部を提出。
- ※【様式第1-10号】及び協議内容を反映した図面等を提出。
- ※その他各種必要様式添付
- ・提出日から3～4週間程度で内容の審査を行います。



協定書締結

- ・開発者と交野市で協定締結を行います。



32条の同意書・開発許可申請に関する調査報告書の発行

- ・協議の成立確認後、32条の同意、報告書の発行を行います。



大阪府へ29条の申請

- ・29条（正）・29条（副）32条（副）を大阪府へ提出



開発許可

- ・大阪府が許可をします。

- ・29条・・・都市計画法第29条（開発行為の許可）
- ・32条・・・都市計画法第32条（公共施設管理者の同意等）



・・・申請者が行う部分